

福岡県公報

令和5年1月17日
第 365 号

目 次

告 示 (第14号 - 第30号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○救急病院の認定	(医療指導課)	5
○救急病院でなくなった病院	(医療指導課)	5
○救急病院の認定	(医療指導課)	5
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7

公 告

○宅地建物取引業者の業務の停止	(建築指導課)	7
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(生活衛生課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	10
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	10
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	10
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	12
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	13
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	14

- 令和3年度福岡県情報公開条例及び福岡県個人情報保護条例の運用
状況 (県民情報広報課) ……………14
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………41
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………41
- 再 掲**
- 家畜伝染病の発生 (畜産課) ……………41
 - 家きん等の移動禁止 (畜産課) ……………41

告 示

福岡県告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年1月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	藤田線 日吉町	久留米市西町276番7先から 久留米市西町436番22先まで

福岡県告示第15号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市上陽町北川内字吉ノ迫2932、2934の2、2914の1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字吉ノ迫2914の1、2932・2934の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第16号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市荷原字鬼ヶ城140、141
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鬼ヶ城140・141（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第17号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和5年1月17日
福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
久留米市草野町草野字塩塚1058
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字塩塚1058（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第18号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
令和5年1月17日
福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、八女市（次の図に示す部分に限る。）。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第19号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第20号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
筑紫野市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林指定施業要件変更森林の所在場所
福津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第22号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
太宰府市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第23号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地	有効期間

国家公務員共済組合連合会浜の町病院	福岡市中央区長浜3-3-1	令和4年10月12日から令和7年10月11日まで
医療法人社団江頭会さくら病院	福岡市城南区南片江6-2-32	令和4年11月27日から令和7年11月26日まで
国家公務員共済組合連合会千早病院	福岡市東区千早2-30-1	令和4年12月6日から令和7年12月5日まで
一般財団法人平成紫川会小倉記念病院	北九州市小倉北区浅野3-2-1	令和4年12月25日から令和7年12月24日まで
医療法人福岡輝生会大牟田中央病院	大牟田市大字歴木1841	令和5年1月1日から令和7年12月31日まで

福岡県告示第24号

次に掲げる病院は、令和4年10月1日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地
社会医療法人療仕会松本病院	田川郡川崎町大字川崎1681-1

福岡県告示第25号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地	有効期間
社会医療法人療仕会松本病院	田川郡川崎町大字川崎1681-1	令和4年10月2日から令和7年10月1日まで

福岡県告示第26号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施

業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林指定施業要件変更森林の所在場所

宗像市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第27号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林指定施業要件変更森林の所在場所

宗像市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第28号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林指定施業要件変更森林の所在場所

糸島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、糸島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第29号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 5 年 1 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡東峰村大字福井字竹ノ迫1333、1336、1338
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字竹ノ迫1333・1336・1338（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第30号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 5 年 1 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡東峰村大字宝珠山字日向志4875の2から4875の4まで、4876
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日向志4875の2・4875の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定に基づき、令和4年12月20日付けで、次のとおり宅地建物取引業者に対する処分をしたので、同法第70条第1項の規定により、公告する。

令和 5 年 1 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

免許番号	商号、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地	処分内容
------	---------------------------	------

福岡県知事 (1) 第19979号	株式会社ガンツ不動産 代表者 森田 光俊 福岡市東区香椎駅東1-4-1	宅地建物取引業務の全部の停止 (令和5年1月4日から同年2月2日までの30日間)
----------------------	-------------------------------------------	------------------------------------------

公告

動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領案について、次のとおり意見を募集します。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和5年1月17日から令和5年2月16日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県保健医療介護部生活衛生課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

柳川市西蒲池字茅原1408番1、1408番7、1412番4及び1412番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

柳川市西浜武475番地2

株式会社柳川合同

代表取締役 荒巻 哲也

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大崎字後原750番1及び750番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市寺福童340番地19 エスポワール南102号

池田 良太郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市泉中央八丁目27番1、27番5から27番32まで、30番1から30番10まで、356番1及び356番11から356番15まで並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区明和町9番1号

株式会社海王

代表取締役 竹下 晃平

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 4 年 12 月 16 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ショッピングモールなかま
- (2) 所在地 中間市上蓮花寺二丁目 1 - 1 外

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 (平方メートル)	変更後 (平方メートル)
34,241	27,471

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐車場の位置	収容台数 (台)	駐車場の位置	収容台数 (台)
東館北東側 (東館平面駐車場)	337	西館南東側 (西館平面駐車場)	141
西館南東側 (西館平面駐車場)	141	西館 3 階～5 階部 (西館立体駐車場)	575
東館屋上部 (東館屋上駐車場)	423	モール館 3 階～4 階部 (モール館立体駐車場)	315
西館 3 階～5 階部 (西館立体駐車場)	575	建物敷地東側 (隔地立体駐車場)	496
モール館 3 階～4 階部 (モール館立体駐車場)	315		
合計	1,791	合計	1,527

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐車場の位置	収容台数 (台)	駐車場の位置	収容台数 (台)
東館北東側	120	西館北東側	74

東館北側	20	モール館北東側	63
東館南西側	30	モール館北西側	89
西館北東側	74	東館南東側	20
モール館北東側	63		
合計	307	合計	246

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)	荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
東館西側	794.29	西館南側	516.53
東館東側	192.00	モール館南側	353.64
東館南側	249.22	西館東側	154.00
西館南側	516.53		
モール館南側	353.64		
西館東側	154.00		
合計	2,259.68	合計	1,024.17

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)	廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
東館西側	89.89	西館南側	83.96
東館東側	17.71	モール館南側	40.17
東館南側	47.59	西館東側	29.45
西館南側	83.96		
モール館南側	40.17		
西館東側	29.45		

合計	308.77	合計	153.58
----	--------	----	--------

5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前		変更後	
東館平面駐車場	午前 9 時 00 分から 午後 12 時 00 分		
西館平面駐車場	24 時間	西館平面駐車場	24 時間
東館屋上駐車場	午前 9 時 00 分から 午後 12 時 00 分		
西館立体駐車場	24 時間	西館立体駐車場	24 時間
モール館立体駐車場	午前 9 時 00 分から 午後 12 時 00 分	モール館立体駐車場	午前 9 時 00 分から 午後 12 時 00 分
		隔地立体駐車場	午前 9 時 00 分から 午後 12 時 00 分

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口 の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口 の位置
3	建物敷地北西側及び北東側	1	建物敷地南東側
1	建物敷地南東側	3	建物敷地南西側
3	建物敷地南西側	1	駐車場敷地東側

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年12月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ショッピングモールなかま

(2) 所在地 中間市上蓮花寺一丁目1-1外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太 福岡市東区多の津一丁目12番2号 外未定	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太 福岡市東区多の津一丁目12番2号 外10者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年12月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ヒマラヤスポーツ福岡新宮店ほか

(2) 所在地 糟屋郡新宮町沖田地区区画整理事業内E12街区

- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ヒマラヤ 代表取締役 野水 優治 岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号 外2者	株式会社ヒマラヤ 代表取締役 小森 裕作 岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号 外2者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和4年12月19日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 ユニクロ春日店
 - 所在地 春日市大字下白水205番1の一部ほか
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 山口県山口市佐山717番地1	株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 山口県山口市佐山10717番地1

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和4年12月19日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 ユニクロ福岡新宮店
 - 所在地 糟屋郡新宮町沖田地区区画整理事業内（E13-3街区）
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 山口県山口市佐山717番地1	株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 山口県山口市佐山10717番地1

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ゆめタウン飯塚

(2) 所在地 飯塚市菰田西三丁目1番1号外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車場需要の充足等交通に関する事項

・駐車場の充足について

周辺の市道に路上駐車が発生しないよう、駐車面積の十分な確保を求めます。

(2) 歩行者通行の利便の確保等

・歩行者への注意喚起について

店舗利用者が横断歩道外で道路を横断しないよう、注意喚起等の対策に配慮を求めます。

・混雑が予想される時期の対応について

新規オープン時や週末等の混雑が予想されるときには、駐車場の出入口ほか、信号のない交差点などに警備員を配置いただくなどよりいっそうの対策を求めます。

・申請された地区について

本申請施設は、「飯塚市移動等円滑化促進方針」において、移動等円滑化促進地区の生活関連施設に該当します。移動等円滑化基準及び福岡県福祉のまちづくり条例に沿った整備で、高齢者や障がい者が利用しやすいよう可能な範囲でのバリアフリー化をお願いいたします。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

なし

(4) 防災・防犯対策への協力

なし

(5) 騒音の発生に係る事項

・工事・運搬に際して

工事および土砂等の運搬に際しては環境保全（騒音・振動・粉じん）に十分注意すること。

・特定建設作業について

特定建設作業を行う場合は、法に基づき事前に届出を行うこと。

・騒音等の苦情対応に関して

開店後に、騒音等に係る苦情が発生した場合、搬出入車両の受入時間変更等、事業者は適切かつ迅速に対応すること。

(6) 廃棄物に係る事項

なし

(7) 街並みづくり等への配慮等

・屋外広告物について

屋外広告物の表示面積が15平方メートルを超える場合は、福岡県屋外広告物条例に則り、屋外広告物の許可申請を行ってください。

(8) その他

・児童等地域住民への対応について

本申請地区は、飯塚駅、保育所ともに近く、地域の多くの方々の歩行者利用が多く見込まれると考えます。本施設に関連するすべての方々へ、歩行者への安全配慮にご協力をいただきますよう、注意喚起をお願いいたします。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオン志摩店

(2) 所在地 糸島市志摩津和崎29番地1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

・引き続きごみの分別の徹底と減量に努めること。

防災・防犯対策への協力

- ・福岡県安全・安心まちづくり条例の遵守に努めること。

廃棄物に係る事項等

- ・事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任で適正に処理すること。
- ・引き続きごみが散乱しないよう管理を徹底すること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 イオン志摩店
 - (2) 所在地 糸島市志摩津和崎29番地1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - ・引き続きごみの分別の徹底と減量に努めること。防災・防犯対策への協力
 - ・福岡県安全・安心まちづくり条例の遵守に努めること。騒音の発生に係る事項
 - ・引き続き騒音については周辺への配慮に努めること。廃棄物に係る事項等
 - ・事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任で適正に処理すること。ごみの収集を収集許可業者と契約している場合、本変更で収集に影響を与える可能性があれば収集業者と協議を行うこと。
 - ・引き続きごみが散乱しないよう管理を徹底すること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 イオン糸島店
 - (2) 所在地 糸島市志摩津和崎29番地1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - ・なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 スーパーセンタートライアル上三緒店
 - (2) 所在地 飯塚市大字上三緒字神田1-7外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
名称変更に対し、市から意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ケーズデンキ飯塚店

(2) 所在地 飯塚市秋松字古川67-1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

本社住所変更に対し、市としては意見ありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 スーパーセンタートライアル上三緒店

(2) 所在地 飯塚市大字上三緒字神田1-7外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

店舗面積の減少、駐車場の減少に対し、市から意見はありません。

公告

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第39条及び福岡県個人情報保護条

例（平成16年福岡県条例第57号）第68条の規定に基づき、令和3年度における福岡県情報公開条例及び福岡県個人情報保護条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

第1 福岡県情報公開条例の運用状況

1 公文書の開示の状況

(1) 開示請求の状況

令和3年度の公文書の開示請求件数は1,740件となっています(図1)。

これを開示請求者別に見ると、県内の法人その他の団体が1,028件、県内に住所を有する個人が379件等となっています(図2)。

また、実施機関別に見ると、知事1,398件、警察本部長169件、教育委員会76件、公社43件等となっています(表1)。

なお、知事に対する開示請求では、最も件数が多かったのは県土整備部の334件(19.2パーセント)、次いで保健医療介護部の245件(14.1パーセント)、農林水産部の197件(11.3パーセント)の順となっており、この3部で全体の約44.6パーセントを占めています。

図1 開示請求件数(平成29年度～令和3年度)

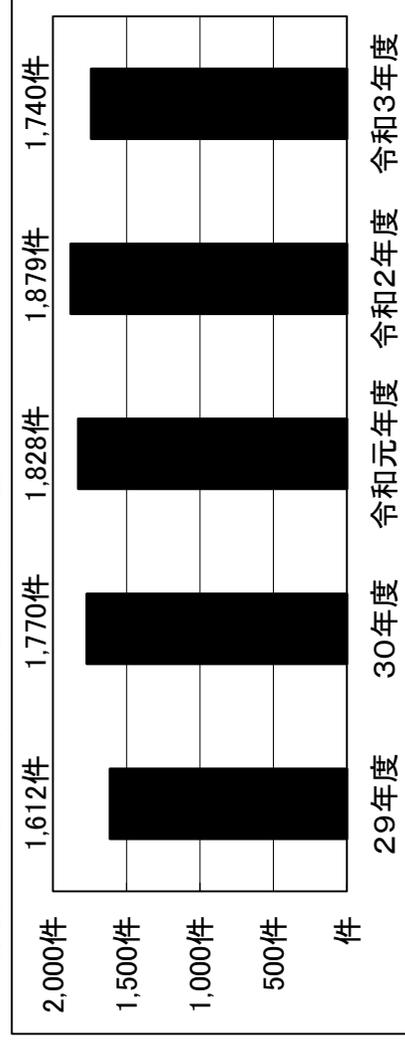


図2 開示請求者別内訳

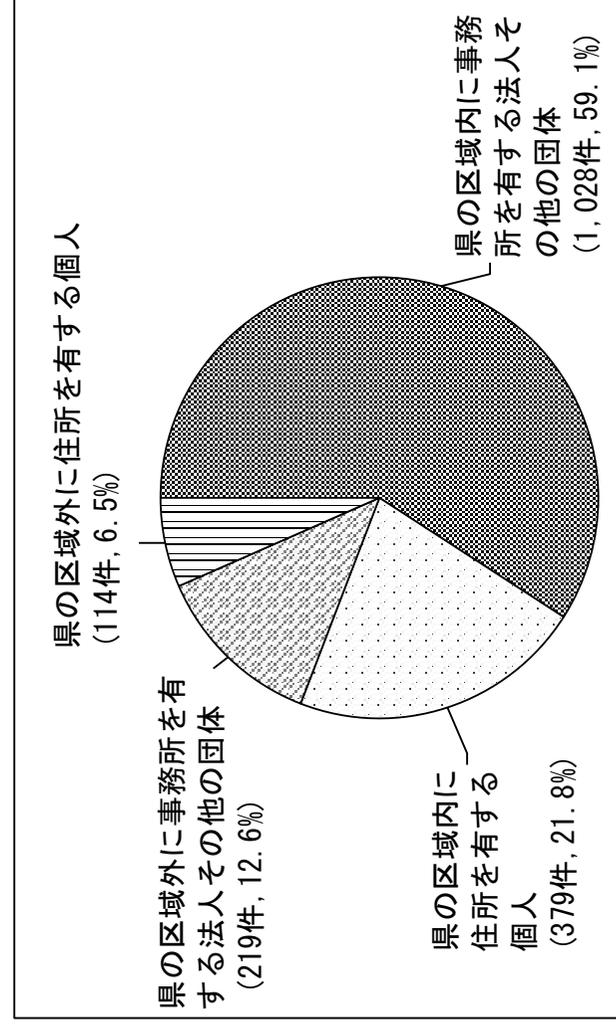


表1 実施機関別開示請求状況

実施機関	請求件数	比率	開示請求の主な内容
総務部、秘書室	134	7.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・入札・公募の内容・結果に関するもの（工事等に係る金入設計書、工事成績評定通知書、一般競争入札に係る総合評価調書等） ・医療法人、学校法人、公益法人等の財務諸表 ・産業廃棄物処理業者に関する文書 ・道路の区域変更、供用開始等に係る図面等 ・職員の人事・服務等に関するもの
企画・地域振興部	19	1.1%	
人づくり・県民生活部	64	3.7%	
保健医療介護部	245	14.1%	
福祉労働部	49	2.8%	
環境部	119	6.8%	
商工部	44	2.5%	
農林水産部	197	11.3%	
県土整備部	334	19.2%	
建築都市部	193	11.1%	
会計管理局			
小計	1,398	80.3%	
議	11	0.6%	・政務活動費の収支報告書
公営企業の管理者	11	0.6%	・入札・公募の内容・結果に関するもの
教育委員会	76	4.4%	・入札・公募の内容・結果に関するもの
選挙管理委員会	22	1.3%	・政治資金収支報告書
人事委員会	6	0.3%	・職員採用試験に関する文書
監査委員	1	0.1%	
公安委員会	1	0.1%	
警察本部長	169	9.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・入札・公募の内容・結果に関するもの ・職員の人事・服務等に関するもの
労働委員会			
収用委員会			
海区漁業調整委員会			
内水面漁場管理委員会			
地方独立行政法人	2	0.1%	
公社	43	2.5%	・入札・公募の内容・結果に関するもの
合計	1,740		

表3 開示決定等の期間延長・特例延長の状況

実施機関	適用条項	
	第12条第2項	第13条
総務部	7	3
企画・地域振興部	4	
保健医療介護部	6	
福祉労働部	8	
環境部	6	1
商工部	2	
農林水産部	4	
県土整備部	3	2
建築都市部	1	2
公益企業の管理者	1	
教育委員会	1 2	
監査委員会	1	
公安委員会		1
警察本部長	1 3	4
公社	1	
合計	6 9	1 3

(3) 非開示事由

非開示と部分開示の決定状況について、旧条例第9条第1号から第8号までの主な適用状況を見ると、個人情報（第1号）に該当するものが2件となっています（表4）。

また、条例第7条第1項の第1号から第8号までの主な適用状況を見ると、個人情報（第1号）に該当するものが465件、事業情報（第2号）に該当するものが390件、行政運営情報（第4号）に該当するものが105件等となっています（表5）。

表4 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日前に作成・取得した公文書）

旧条例第9条第1項各号	適用件数	
	部分開示	非開示
第1号 個人情報	1	1
第2号 事業情報	1	1
第3号 審議・検討等情報		
第4号 行政運営情報		
第5号 任意提供情報		
第6号 捜査等情報		
第7号 法令秘情報		
第8号 議員個人・会派情報		
計	2	2

表5 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日以降に作成・取得した公文書）

条例第7条第1項各号	適用件数	
	部分開示	非開示
第1号 個人情報	4 5 8	7
第2号 事業情報	3 8 9	1
第3号 審議・検討等情報	1 8	1
第4号 行政運営情報	1 0 0	5
第5号 任意提供情報	4	4
第6号 捜査等情報	2 1	1
第7号 法令秘情報	9	
第8号 議員個人・会派情報	6	
計	1, 0 0 5	1 5
		1, 0 2 0

注1 重複適用があるため、表2の件数と一致しません。

注2 不在は除いています。

2 審査請求の状況

公文書の開示請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、審査請求を行うことができます。

令和3年度は、審査請求が14件ありました（表6）。

表6 審査請求の状況

（令和4年9月1日現在）

審査案件	諮問実施機関	審査請求年月日	情報公開審査会		実施機関の裁決	
			諮問年月日	啓申年月日	年月日	内容
国から派遣された職員が分かる書類に関する公文書部分開示決定処分に対する審査請求	知事	R3. 4. 3	R3. 7. 1	—	—	—
マスコミ報道事案に関与した児相公務員等の出勤簿に関する公文書非開示決定処分に対する審査請求	知事	R3. 4. 17	—	—	R3. 7. 4	取下げ
特定の職員が受講した研修歴が分かる文書に関する公文書非開示決定処分に対する審査請求	知事	R3. 5. 2	R3. 6. 15	—	—	—
特定の職員の異動歴及び事務裁規程に関する公文書非開示決定処分に対する審査請求	議会	R3. 5. 2	—	—	—	—
県職員採用試験（I類試験「行政」区分）における受験者の粗点の平均点及び標準偏差に関する公文書非開示決定処分に対する審査請求	人事委員会	R3. 5. 19	R3. 12. 2	—	—	—
県職員採用試験（I類試験「教育行政」）における受験者の粗点の平均点及び標準偏差に関する公文書非開示決定処分に対する審査請求	人事委員会	R3. 5. 25	R3. 12. 2	—	—	—
県職員採用試験（I類試験「農業」区分）における受験者の粗点の平均点及び標準偏差に関する公文書非開示決定処分に対する審査請求	人事委員会	R3. 5. 25	R3. 12. 2	—	—	—
障がい者施設における介護事故報告書に関する公文書非開示決定処分に対する審査請求	知事	R3. 5. 28	R3. 10. 21	—	—	—
R2年度議員互助会事業補助金の各種健康診断に関する公文書非開示決定処分に対する審査請求	議会	R3. 5. 13	R3. 5. 24 (福岡県議会 議会運営委員会)	—	—	—
福岡県議会議員互助会事業補助金交付申請書に関する公文書非開示決定処分に対する審査請求	知事	R3. 6. 15	R4. 5. 2	—	—	—
教育委員候補者の選定理由や選定過程に関する文書の公文書非開示決定処分に対する審査請求	教育委員会	R3. 6. 16	R3. 7. 29	—	R4. 7. 28	取下げ
精神保健福祉法第33条に基づく医療保護入院制度の基準に関する文書の公文書非開示決定処分に対する審査請求	知事	R3. 10. 4	R3. 12. 21	—	—	—
県立図書館における開架書籍の移動等に関する文書の公文書非開示決定処分及び非開示決定処分に対する審査請求	教育委員会	R3. 12. 14	R4. 3. 9	—	—	—
県立図書館における書籍の書庫入れに関する文書の公文書非開示決定処分及び非開示決定処分に対する審査請求	教育委員会	R4. 1. 25	R4. 3. 9	—	—	—

3 福岡県情報公開審査会

情報公開審査会は、実施機関からの諮問事項の調査、答申、建議等を行うため、条例第24条の規定に基づき知事の附属機関として設置されています。

(1) 福岡県情報公開審査会の開催状況

令和3年度の審査会の開催状況は、次のとおりです（表7）。

表7 審査会の開催状況

開催日	開催に付した事案の件名	審査請求日	諮問日	進行状況
第18期 第8回 審査会 R3. 6. 28	会議に付した事案の件名 (1) 公文書部分開示決定に係る決裁文書の公文書部分開示決定処分に対する審査請求 (2) 公益通報関連文書に係る公文書非開示決定処分に対する審査請求 (3) 公益通報関連文書に係る公文書非開示決定処分及び部分開示決定処分に対する審査請求	R2. 7. 5 R1. 9. 30 R2. 5. 20	R2. 9. 29 R2. 3. 23 R3. 3. 3	概要説明及び 論点整理 概要説明及び 論点整理 概要説明及び 論点整理
第18期 第9回 審査会 R3. 7. 26	(1) 告訴・告発の受理（不受理）に関する通達・通知等の開示決定及び非開示決定処分に対する審査請求 (2) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の規定を免除・猶予する範囲が定められた規定文書の非開示決定処分に対する審査請求 (3) 県立高等学校のいじめ・体罰等に関する文書の非開示決定処分に対する審査請求	R1. 7. 18 R2. 4. 27 R2. 6. 23	R1. 12. 12 R2. 9. 17 R2. 11. 24	概要説明及び 論点整理 概要説明 意見陳述
第18期 第10回 審査会 R3. 9. 1	(1) 公益通報関連文書に係る公文書非開示決定処分に対する審査請求 (2) 公益通報関連文書に係る公文書非開示決定処分及び部分開示決定処分に対する審査請求 (3) 公文書部分開示決定に係る決裁文書の公文書部分開示決定処分に対する審査請求 (4) 県立学校の体罰事故報告書に関する公文書部分開示決定処分に 対する審査請求	R1. 9. 30 R2. 5. 20 R2. 7. 5 R2. 5. 20	R2. 3. 23 R3. 3. 3 R2. 9. 29 R3. 3. 3	意見陳述 意見陳述 論点整理 概要説明及び 論点整理
第18期 第11回 審査会 R3. 9. 27	(1) 特定事業費補助金に係る住民監査請求に関する文書の非開示決定処分及び部分開示決定処分に対する審査請求 (2) 公益通報関連文書に係る公文書非開示決定処分に対する審査請求	R1. 12. 4 R1. 9. 30 R2. 5. 20	R2. 1. 22 R2. 3. 23 R3. 3. 3	答申案骨子 論点整理 論点整理
第18期 第12回 審査会 R3. 10. 25	(1) 告訴・告発の受理（不受理）に関する通達・通知等の開示決定及び非開示決定処分に対する審査請求 (2) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の規定を免除・猶予する範囲が定められた規定文書の非開示決定処分に対する審査請求 (3) 公文書部分開示決定に係る決裁文書の公文書部分開示決定処分に 対する審査請求	R1. 7. 18 R2. 4. 27 R2. 7. 5	R1. 12. 12 R2. 9. 17 R2. 9. 29	答申案 答申案 答申案
第18期 第13回 審査会 R3. 11. 22	(1) 県立高等学校のいじめ及び体罰等に関する文書の非開示決定処 分に対する審査請求 (2) 特定事業費補助金に係る住民監査請求に関する文書の非開示決 定処分及び部分開示決定処分に対する審査請求 (3) 公益通報関連文書に係る公文書非開示決定処分に対する審査請 求	R2. 6. 23 R1. 12. 4 R1. 9. 30 R2. 5. 20	R2. 11. 24 R2. 1. 22 R2. 3. 23 R3. 3. 3	意見陳述 答申案 答申案骨子 答申案骨子
第18期 第14回 審査会 R3. 12. 20	(1) 公益通報関連文書に係る公文書非開示決定処分に対する審査請 求 (2) 公益通報関連文書に係る公文書非開示決定処分及び部分開示決 定処分に対する審査請求 (3) 県立高等学校のいじめ及び体罰等に関する文書の非開示決定処 分に対する審査請求 (4) 新型コロナウイルス感染症の陽性者に関する文書の非開示決定 処分に 対する審査請求	R1. 9. 30 R2. 5. 20 R2. 6. 23 R2. 12. 17	R2. 3. 23 R3. 3. 3 R2. 11. 24 R3. 3. 4	答申案 答申案 論点整理 概要説明
第18期 第15回 審査会 R4. 1. 24	(1) 県内公立学校の体罰事故報告書に関する公文書部分開示決定処 分に対する審査請求 (2) 精神医療分野の委託事業予算に関する文書の非開示決定処分に 対する審査請求 (3) 地方職員共済組合の監査書類に関する公文書非開示決定処分に 対する審査請求	R2. 5. 20 R3. 1. 22 R3. 3. 8	R3. 3. 3 R3. 3. 26 R3. 4. 13	論点整理 概要説明 概要説明

開催日	会議に付した事案の件名	審査請求日	諮問日	進行状況
第18期 第16回 審査会	(1)県立高等学校のいじめ及び体罰等に関する文書の非開示決定処 分に対する審査請求	R2. 6. 23	R2. 11. 24	答申案骨子
	(2)新型コロナウイルス感染症の陽性者に関する文書の非開示決定 処分に対する審査請求	R2. 12. 17	R3. 3. 4	論点整理
	(3)教育委員候補の選定理由に関する公文書非開示決定処分に対す る審査請求	R3. 6. 16	R3. 7. 29	概要説明
	(4)県民情報広報課における残業時間がかかる文書に関する公文書 開示決定処分に対する審査請求	R3. 3. 13	R3. 4. 6	概要説明
第18期 第17回 審査会	(1)県立高等学校のいじめ及び体罰等に関する文書の非開示決定処 分に対する審査請求	R2. 6. 23	R2. 11. 24	答申案
	(2)県内公立学校の体罰事故報告書に関する公文書部分開示決定処 分に対する審査請求	R2. 5. 20	R3. 3. 3	答申案骨子
	(3)精神医療分野の委託事業予算に関する文書の非開示決定処分に 対する審査請求	R3. 1. 22	R3. 3. 26	論点整理

(2) 諮問及び答申

令和3年度は、審査請求事案に係る諮問が10件あり、現在審査を行っています。
また、過年度から審議を継続していた事案について、7件の答申がなされました。

(3) 福岡県情報公開審査会委員

福岡県情報公開審査会の委員（第18期）は、次のとおりです（表8）。
委員の任期は2年となっています。

表8 福岡県情報公開審査会委員名簿（五十音順、現職名は令和4年4月1日現在）

氏名	現職名	役職名	任期
相澤 直子	久留米大学法学部准教授		
一瀬 悦朗	弁護士	会長職務 代理者	
坂井 猛	九州大学大学院人間環境学府・工学 部建築学科教授		
谷口 美香	公認会計士		令和2年9月1日 ～ 令和4年8月31日
馬場 明子	元(株)テレビ西日本新聞社編成局 編成部専任部長		
三浦 邦俊	弁護士	会長	
柳井 圭子	日本赤十字九州国際看護大学教授		

4 出資法人の情報公開の状況

条例第37条第1項の規定により実施機関が定める出資法人が行う情報公開の状況は、次のとおりです（表9）。

なお、令和3年度は、出資法人が行った開示決定等に対する審査請求はありませんでした。

表9 出資法人が保有する文書の開示申出の状況

開示申出 の 件数	決 定 の 状 況				取下げ
	開示	部分開示	非開示	却 下	
21	15	3	3	不 存 在	0

5 指定管理者の情報公開の状況

条例第37条の2第1項の規定により県が設置した公の施設の管理を行う指定管理者（実施機関が定める出資法人である者を除く。）が行う情報公開の状況は、次のとおりです（表10）。

なお、令和3年度は、指定管理者が行った開示決定等に対する審査請求はありませんでした。

表10 指定管理者が保有する文書の開示申出の状況

開示申出 の 件数	決 定 の 状 況				取下げ
	開示	部分開示	非開示	却 下	
4	4	0	0	不 存 在	0

6 県民情報センター及び地区県民情報コーナーの状況

(1) 配架資料

県民情報センターと地区県民情報コーナーでは、行政資料を配架し、閲覧、複写、貸出し等のサービスを提供しています（表11）。

表11 各分野別配架数

	センター	コーナー	センター	コーナー
総記	137冊	44冊	余暇・スポーツ	7冊
自然・土地・人口	73冊	20冊	安全	55冊
行政	589冊	277冊	環境保全	124冊
政治	203冊	68冊	労働	49冊
経済	52冊	23冊	運輸・通信	23冊
財政	188冊	56冊	農林・水産	248冊
健康・医療	189冊	86冊	商工	58冊
福祉・人権	156冊	67冊	建設	165冊
教育	137冊	58冊	エネルギー	29冊
生活・文化	224冊	50冊	資料一般	36冊

【主な配架資料】

- ・福岡県総合計画
- ・福岡県DX戦略
- ・ワンヘルス推進行動計画
- ・衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調
- ・新福岡県立美術館基本計画
- ・わたしたちの生活と税
- ・企業と人権-公正な採用選考-

(2) 利用状況

令和3年度の県民情報センター及び地区県民情報コーナーの利用状況は次のとおりです（表12）。

表12 利用状況（平成3年4月1日～令和4年3月31日）

区分	利用者（人）	写しの交付（枚）	資料の貸出（冊）
県民情報センター	9,590	31,781	26
北九州	508	5,230	0
筑後	1,524	11,721	0
筑豊	1,556	6,617	1
京築	1,397	3,018	3
計	14,575	58,367	30

(3) 行政資料の有償頒布制度

情報提供の充実を図るため、県民の皆さんの要望の高い行政資料を有償で頒布してまいります。令和3年度の有償刊行物は次のとおりです（表13）。

表13 有償刊行物一覧

行政資料名	頒布価格	編集課
郷土のものがたり	500円	総務部県民情報広報課
郷土のものがたり その2	700円	総務部県民情報広報課
福岡県職員倫理条例・規則の手引	150円	総務部人事課
遠賀川水系の自然 -自然観察ガイドシリーズ4-	100円	環境部自然環境課
四王寺山をみに行こう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ1-	150円	環境部自然環境課
城山連山を楽しもう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ2-	150円	環境部自然環境課
古処山麓の自然を訪ねよう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ3-	250円	環境部自然環境課
矢部川中流域の自然をみよう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ4-	150円	環境部自然環境課
北九州西部の自然を楽しもう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ5-	100円	環境部自然環境課
糸島の自然を訪ねよう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ6-	100円	環境部自然環境課
筑豊中南部の自然を訪ねよう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ7-	100円	環境部自然環境課
福岡県の賃金事情（令和元年度）	350円	福祉労働部労働政策課
福岡県職員録（令和2年度）	1,000円	総務部人事課
福岡県職員録（令和3年度）	900円	総務部人事課
教育便覧（平成2年度）	350円	教育庁教育総務部 総務企画課
教育便覧（令和3年度）	350円	教育庁教育総務部 総務企画課
若い教師のための教育実践の手引 （平成2年度版）	700円	教育庁教育振興部 義務教育課
若い教師のための教育実践の手引 （令和3年度版）	700円	教育庁教育振興部 義務教育課

第2 福岡県個人情報保護条例の運用状況

1 自己情報の開示の状況

(1) 文書による開示請求

ア 開示請求の状況

令和3年度の文書による自己の個人情報（以下「自己情報」という。）の開示請求の件数は、631件でした（図1）。

これを開示請求者別に見ると、県内に住所を有する個人が569件、県外に住所を有する個人が62件となっています（図2）。

また、実施機関別に見ると、警察本部長424件、知事88件、人事委員会61件、地方独立行政法人38件等となっています（表1）。

開示請求の主な内容を見ると、警察が作成した相談カード、服務日誌、犯罪事件受理簿、物件事故報告書等に記載された自己情報や、職員採用試験または公立大学入学試験成績に係る自己情報等があります。

図1 文書による開示請求件数（平成29年度～令和3年度）

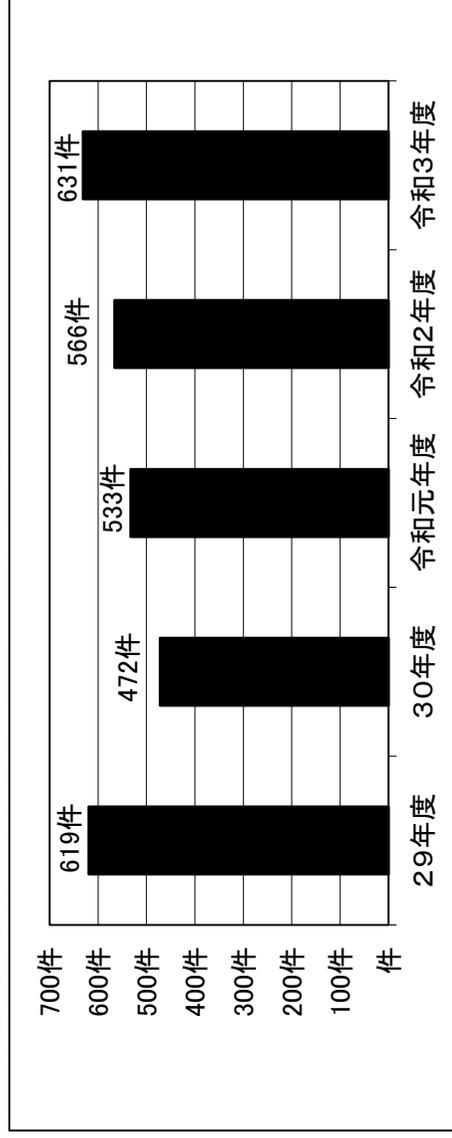


図2 開示請求者別内訳

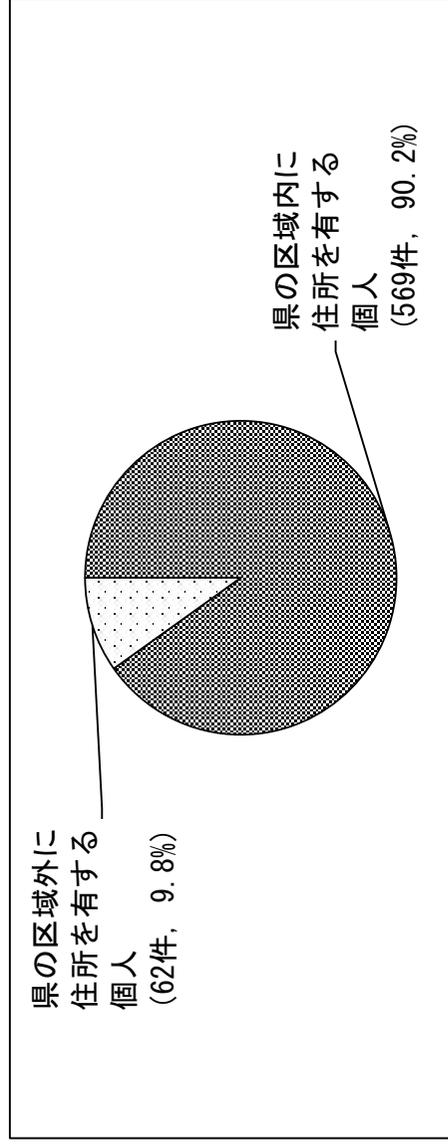


表1 実施機関別個人情報開示請求状況

実施機関	請求 件数	開示請求の主な内容
知	総務部、秘書室	<ul style="list-style-type: none"> ・各種申請書に関する自己情報 ・各種相談記録に記載された自己情報
	企画・地域振興部	
	人づくり・県民生活部	
	保健医療介護部	
	福祉労働部	
	環境部	
	商工部	
	農林水産部	
	県土整備部	
	建築都市部	
事	会計管理局	
	小計	88
	議	1
	公営企業の管理者	
	教育委員会	19
	選挙管理委員会	
	人事委員会	61
	監査委員	
	公安委員会	
	警察本部長	424
警	労働委員会	
	収用委員会	
	海区漁業調整委員会	
	内水面漁場管理委員会	
	地方独立行政法人	38
	公社	
	合計	631
	合	
	計	
	会	

イ 開示請求に対する決定の状況

開示請求631件のうち、実施機関が開示決定等を行った件数は、却下及び取り下げの件数10件を除いた621件です（表2）。

表2 実施機関個人情報開示請求に対する決定状況

実施機関	請求 件数	決定の状況				取下げ	
		開示	部分開示	不開示 不存在	却下		
知	総務部、秘書室	8	2	3		1	2
	企画・地域振興部						
	人づくり・県民生活部	9	6	3			
	保健医療介護部	26	20	5			1
	福祉労働部	36	12	21	1	1	2
	環境部						
	商工部						
	農林水産部	4	2	2			
	県土整備部	4	3	1			
	建築都市部	1		1			
事	会計管理局						
	小計	88	45	36	1	1	5
	議会	1	1				
	公営企業の管理者						
	教育委員会	19	12	6	1	1	
	選挙管理委員会						
	人事委員会	61	61				
	監査委員						
	公安委員会						
	警察本部長	424	19	399	2	2	3
労働委員会							
収用委員会							
海区漁業調整委員会							
内水面漁場管理委員会							
地方独立行政法人	38	38					
公社							
合計	631	176	441	4	4	6	
(請求件数に対する比率)	(100.0%)	(27.9%)	(69.9%)	(0.6%)	(0.6%)	(1.0%)	

ウ 不開示事由

不開示と部分開示の決定状況について、条例第14条第1項の第1号から第10号までの主な適用状況は下表のとおりです（表3）。

表3 不開示事由の事由別適用件数

条例第14条第1項各号		適用件数	
		部分開示	不開示
第1号	開示請求者以外の個人に関する情報	324	324
第2号	事業情報	7	7
第3号	審議・検討等情報	8	8
第4号	行政運営情報	135	135
第5号	評価判断情報	123	123
第6号	警察職員情報	383	383
第7号	捜査等情報	26	26
第8号	法令秘情報	1	1
第9号	未成年者等情報	1	1
第10号	会派情報		
計		1,008	1,008

注1 重複適用があるため、表2の件数と一致しません。

注2 不存在は除いています。

(2) 口頭による開示請求（簡易開示）

ア 簡易開示の対象となる個人情報

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

実施機関別の対象件数は、知事が19件、教育委員会が7件、人事委員会が5件、警察本部長が15件、地方独立行政法人が18件、合計64件となっています（（資料）簡易開示一覧表）。

イ 簡易開示の件数

簡易開示の請求件数は、9,158件でした（図3、表5）。

請求件数が最も多かったものは、福岡県立高等学校入学者選抜で、7,193件の請求があり、請求件数全体の約78.5パーセントとなっています。

その他の主な内容は、県職員採用試験関係のものが661件、三公立大学入学試験関係のものが437件、福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験関係のものが66件等となっています。

図3 口頭による開示請求件数（平成29年度～令和3年度）

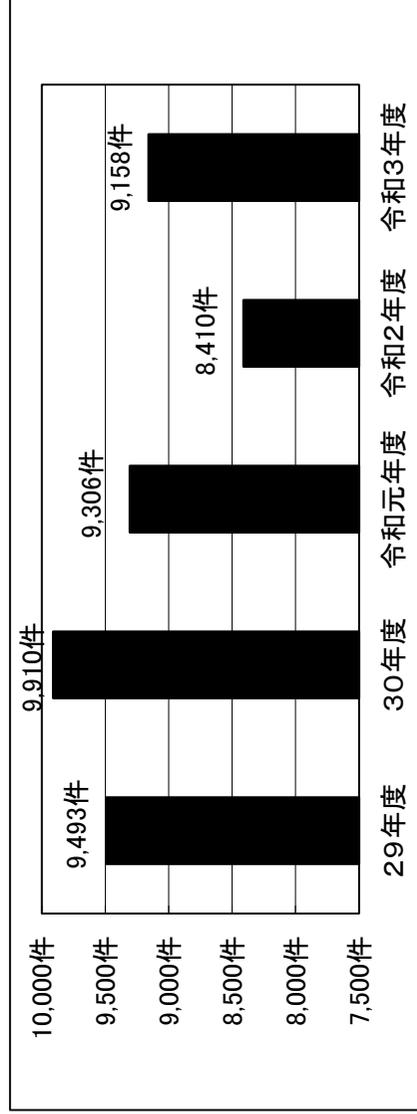


表5 実施機関別簡易開示の件数

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間	
知事	クリーニング師試験	3		
	製菓衛生師試験	1		
	福岡県ふぐ処理師試験	5	合否発表の日から1か月間	
	福岡県准看護師試験	4		
	毒物劇物取扱者試験	3		
	登録販売者試験	5	2	
	福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	1	0	
	福岡県立高等技術専門学校訓練生選考試験	6	6	
	福岡県障害者職業能力開発校入校選考試験	3		
	狩猟免許試験	6		
	家畜人工授精講習会修業試験	1		
	小計	1	5	4
	教育委員会	福岡県教育委員会職員採用選考試験	1	1
	福岡県立高等学校入学選抜	7, 1	9	
	福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	1	4	
小計		7, 3	3	
人事委員会	福岡県職員採用I類・II類・III類試験	4	9	
	福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験	6	7	
	福岡県職員採用選考（人事委員会が実施する職員採用選考に係るものに限る。）	1	0	
小計		6	6	

警察本部 長	福岡県警察官A（女性）採用試験	1	合格発表日から1か月間。ただし、第1次試験合格者については、最終合格発表日から1か月間		
	猟銃等講習考査	213	合否発表の日から1か月間		
	警備員指導教育責任者講習修了考査	169			
	機械警備業務管理者講習修了考査	7			
	警備員等検定学科試験	116			
	警備員等検定実技試験	47			
	駐車監視員資格者講習修了考査	19			
	小計	572			
	地方 独立 行政 法人	九州歯科大学入学者選抜試験（一般選抜・総合型選抜・学校推薦型選抜）		167	4月16日から1か月間
		九州歯科大学大学院入学者選抜試験		11	合格発表の日から1か月間
福岡女子大学学部入学者選抜試験（一般選抜・一般選抜以外）		100	学生募集要項に定める期間		
福岡県立大学一般選抜試験		103	4月16日から1か月間		
福岡県立大学学校推薦型選抜試験		46			
福岡県立大学大学院入学者選抜試験		10	合格発表の日の翌月の1日から1か月間		
小計		437			
合計	9,158				

2 自己情報の訂正の状況

自己情報の訂正請求は、開示を受けた自己情報の内容が事実でないと思料するときに、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。）を請求することができます。令和3年度は、自己情報の訂正請求はありませんでした。

3 自己情報の利用停止の状況

自己情報の利用停止請求は、開示を受けた自己情報が、収集の制限等（条例第3条）、個人情報の利用及び提供の制限（条例第5条）、特定個人情報の利用の制限（条例第5条の2）又は特定個人情報の提供の制限（条例第5条の3）に違反して収集、利用又は提供されていると思料するときに、実施機関に対し、その利用停止を請求することができます。

令和3年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

4 審査請求の状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法の規定に基づき、審査請求を行うことができます。

令和3年度は、審査請求が10件ありました(表6)。

表6 審査請求の状況

(令和4年9月1日現在)

審査案件	諮問実施機関	審査請求年月日	個人情報保護審議会		実施機関の裁決
			諮問年月日	答申年月日	
福岡県情報公開審査会の答申に係る個人情報情報利用不停止決定処分に対する審査請求	知事	R3.4.18	R3.7.21	—	—
障がい者施設において発生した介護事故に関する報告書等に係る個人情報不開示決定処分に対する審査請求	知事	R3.5.28	R3.10.21	—	—
自立支援医療受給者証の交付申請のために提出した診断書に係る個人情報開示決定処分に対する審査請求	知事	R3.5.28	—	—	R3.8.16 却下
自立支援医療受給者証の交付申請のために提出した診断書に係る特定個人情報開示決定処分に対する審査請求	知事	R3.5.28	—	—	R3.8.16 却下
交通事故相談票に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	知事	R3.5.28	R3.7.6	R4.2.17 (答申第126号)	R4.3.18 棄却
医療機関から提出されたレセプトに係る特定個人情報不開示決定処分に対する審査請求	知事	R3.5.28	R3.8.31	R4.2.17 (答申第127号)	R4.3.28 棄却
国民健康保険審査会の資料等に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	知事	R3.6.15	R3.11.16	—	—
交番勤務日誌に関する個人情報部分開示決定に対する審査請求	公安委員会	R3.7.10	R4.3.17	—	—
乳幼児発達診査指遵票に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	知事	R3.11.18	R4.1.27	—	—
小郡警察署管理に係る保護カード等に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	公安委員会	R3.11.4	R4.5.12	—	—

5 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、条例第47条の規定により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

令和3年度は、事業者が行う個人情報の取扱いについて、4件の苦情相談がありました。

6 福岡県個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査、答申、建議等を行うため、条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置されています。

審議会には、次の部会を置いています。

- ・ 第一部会（審査請求部会）
審査請求事案の審査に関する事項を所掌する。
- ・ 第二部会（住基法・番号利用法部会）
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本人確認情報の保護に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく特定個人情報保護評価に関する事項を所掌する。

(1) 福岡県個人情報保護審議会の開催状況

令和3年度の審議会の開催状況は、次のとおりです（表7～8）。

表7 全体会の開催状況

開催日	会議に付した事案の件名	審査請求日	諮問日	進行状況
R3.6.17 第15期 第1回	(1)国の個人情報保護制度の見直しについて（報告） (2)福岡県個人情報保護審議会への諮問の取扱いについて（報告）	-	-	-

表8 第一部会の開催状況

開催日	会議に付した事案の件名	審査請求日	諮問日	進行状況
R3.6.17 第15期 第11回	Web会議による調査審議手続に関する申合せについて	-	-	-
R3.7.15 第15期 第12回	(1)措置入院に関する提出書類に係る個人情報部分開示決定に対する審査請求 (2)県立高等学校におけるいじめ及びハラスメントに係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	R2.7.10	R2.9.22	概要説明
R3.8.26 第15期 第13回	(1)県立高等学校におけるいじめ及びハラスメントに関する文書の個人情報不開示決定処分に対する審査請求 (2)医療相談の対応記録に係る個人情報不開示決定に対する審査請求	R2.4.16 R2.6.23 R2.12.5	R2.7.14 R2.11.24 R3.2.4	論点整理 意見陳述 概要説明
R3.9.16 第15期 第14回	(1)県立高等学校におけるいじめに関する記録等に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求 (2)交通事故相談所における交通事故に関する相談記録の個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	R2.4.16 R3.5.28	R2.7.14 R3.7.6	答申案 概要説明
R3.10.21 第15期 第15回	(1)県立高等学校におけるいじめに関する記録等に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求 (2)措置入院に関する提出書類に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	R2.4.16 R2.7.10	R2.7.14 R2.9.22	答申案 意見陳述
R3.11.18 第15期 第16回	(1)措置入院に関する提出書類に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求 (2)交通事故相談所における交通事故に関する相談記録の個人情報部分開示決定処分に対する審査請求 (3)医療機関から提出されたレセプトに係る特定個人情報不開示決定処分に対する審査請求	R2.7.10 R3.5.28 R3.5.28	R2.9.22 R3.7.6 R3.8.31	論点整理 論点整理 概要説明

開催日	会議に付した事案の件名	審査 請求日	諮問日	進行状況
第15期 第17回 R3. 12. 16	会議に付した事案の件名 (1)措置入院に関する提出書類に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求 (2)医療相談の対応記録に係る個人情報不開示決定に対する審査請求	R2. 7. 10 R2. 12. 5	R2. 9. 22 R3. 2. 4	論点検討 論点整理
第15期 第18回 R4. 1. 20	(1)交通事故相談所における交通事故に関する相談記録の個人情報部分開示決定処分に対する審査請求 (2)医療機関から提出されたレセプトに係る特定個人情報不開示決定処分に対する審査請求 (3)県立学校におけるいじめ及びハラスメントに関する文書の個人情報不開示決定処分に対する審査請求	R3. 5. 28 R3. 5. 28 R2. 6. 23	R3. 7. 6 R3. 8. 31 R2. 11. 24	意見陳述 意見陳述 論点整理
第15期 第19回 R4. 2. 17	(1)県立学校におけるいじめ及びハラスメントに関する文書の個人情報不開示決定処分に対する審査請求 (2)措置入院に関する提出書類に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求 (3)交通事故相談所における交通事故に関する相談記録の個人情報部分開示決定処分に対する審査請求 (4)医療機関から提出されたレセプトに係る特定個人情報不開示決定処分に対する審査請求	R2. 7. 10 R2. 6. 23 R3. 5. 28	R2. 9. 22 R2. 11. 24 R3. 7. 6	答申案骨子 答申案骨子 答申案
第15期 第20回 R4. 3. 17	(1)県立学校におけるいじめ及びハラスメントに関する文書の個人情報不開示決定処分に対する審査請求 (2)措置入院に関する提出書類に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求 (3)医療相談の対応記録に係る個人情報不開示決定に対する審査請求	R3. 5. 28 R3. 5. 28 R2. 7. 10 R2. 6. 23 R2. 12. 5	R3. 8. 31 R3. 7. 6 R2. 9. 22 R2. 11. 24 R3. 2. 4	答申案 答申案 答申案 答申案 論点整理

(2) 諮問及び答申

令和3年度は審査請求事案に係る諮問が7件あり、うち2件の答申がなされました。残りの案件については、現在審査を行っています。また、過年度から審議を継続していた事案について、3件の答申がなされました。

(3) 福岡県個人情報保護審議会委員

福岡県個人情報保護審議会の委員（第15期）は、次のとおりです（表10）。委員の任期は2年となっています。

表10 福岡県個人情報保護審議会委員名簿（五十音順、現職名は令和4年4月1日現在）

氏名	現職名	役職名	任期
井上 真由美	(株) 西日本新聞社社会部編集委員		
江島 玲子	(株) ビズネット消費生活アドバイザー		
小林 登	弁護士	会長	
櫻井 幸一	九州大学大学院システム情報科学研究 院教授		
佐々木 久美子	(株) グルーヴノーツ代表取締役会長		令和2年5月13日 ～ 令和4年5月12日
出水 清子	福岡県民生委員児童委員協議会副会長 吉富町民生委員児童委員協議会会長		
村上 英明	福岡大学法科大学院教授	会長職務 代理者	
森 咲子	(株) 咲ら化粧品代表取締役		
山元 規靖	福岡工業大学情報工学部情報通信工学 科教授		

7 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関は、条例第10条の規定により、個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならぬとされています。

個人情報取扱事務とは、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報登録された公文書を使用するものをいいます。

個人情報取扱事務登録簿は、県ホームページ並びに県民情報センター及び地区県民情報コーナーにおいて公表しています。

令和3年度の個人情報取扱事務の登録件数は、2,088件でした(表11)。

表11 令和3年度個人情報取扱事務の登録件数(実施機関別)

実施機関	事務の区分及び件数				合計
	固有事務 (本庁)	固有事務 (出先機関)	出先機関 共通事務	全庁 共通事務	
総務部、秘書室	103	12	16	9	140
企画・地域振興部	73	1	1		75
人づくり・県民生活部	104	4	2	1	111
保健医療介護部	205	26	93		324
福祉労働部	153	21	66		240
環境部	81		27		108
商工部	51	21	12		84
農林水産部	161	21	82		264
県土整備部	42	6	32		80
建築都市部	84	26	18		128
会計管理局	5			3	8
小計	1,062	138	349	13	1,562
議会	14				14
公営企業の管理者	7		5		12
教育委員会	84	47	135	7	273
選挙管理委員会	6				6
人事委員会	16				16
監査委員	3				3
公安委員会	6				6
警察本部部長	130				130
労働委員会	8				8
収用委員会	1				1
海区漁業調整委員会					
内水面漁場管理委員会					
地方独立法人	57				57
合計	1,394	185	489	20	2,088

注 固有事務：各所属において固有に処理する個人情報取扱事務

出先機関共通事務：各部署の同種の出先機関において共通して処理する個人情報取扱事務

全庁共通事務：全庁において共通して処理する個人情報取扱事務

(資料) 簡易開示一覧表 (令和4年3月31日現在)

《知事》

開示の対象となる試験又は選考	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
福岡県職員(労務職員)を除く。)採用選考試験	総合ランク(不合格者に係るものに限る。)	合否発表日の翌日から1か月間	総務部人事課	閲覧
福岡県職員(労務職員)採用選考試験		合格発表の日から1か月間		
クリーニング師試験	科目別得点及び総合得点	合否発表の日から1か月間	保健医療介護部生活衛生課	
製菓衛生師試験			保健医療介護部医療指導課	
福岡県ふぐ処理師試験			保健医療介護部業務課	
福岡県准看護師試験			保健医療介護部業務課	
毒物劇物取扱者試験				
登録販売者試験	試験項目別得点及び総合得点	合格発表の日から1か月間	保健医療介護部業務課	
福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	分野別得点及び総合得点	合否発表の日から1か月間	保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課	
技能検定試験	科目別得点	合否発表の日から1年間	福祉労働部労働局職業能力開発課	
職業訓練指導員試験		合否発表の日から1か月間		
福岡県立高等技術専門学校訓練生選考試験	科目別得点及び総合得点	合否発表の日から1か月間	福祉労働部労働局職業能力開発課	個人票の交付
福岡県障害者職業能力開発校入校選考試験			福祉労働部労働局職業能力開発課(福岡県立福岡高等技術専門学校との共同管理で実施する訓練に係る選考試験に限る。)及び各高等技術専門学校職業能力開発校	
狩猟免許試験	科目別得点及び適性試験の適否	合格発表の日から1か月間	各農林事務所	閲覧
採石業務管理者試験	科目別得点及び総合得点	合否発表の日から1か月間	商工部工業保安課	
砂利採取業務主任者試験				
農薬指導士認定試験	得点		農林水産部食の安全・地産地消課	
家畜人工授精講習会修業試験	科目別得点及び総合得点		農林水産部畜産課及び各畜産保健衛生所	
福岡県農業大学校入学試験(一般)	総合得点	2次試験合否発表の日から1か月間	福岡県農業大学校	

《教育委員会》

開示の対象となる試験又は選考	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
福岡県教育委員会労務職員採用選考試験	第1次試験及び第2次試験についての総合ランク（いずれも不合格者に係るものに限る。）	可否通知を送送した日の翌日から1か月間	福岡県教育庁教育総務部総務企画課	閲覧
福岡県教育委員会職員採用選考試験			福岡県教育庁教育総務部教職員課	
福岡県公立学校教員採用候補者選考試験（小学校教員、中学校教員、高等学校教員、養護教員）				
福岡県公立学校実習助手・寄宿舎指導員採用候補者選考試験				
福岡県立高等学校入学者選抜	学力検査の教科別得点及び総合得点	合格発表の日（全日制課程又は定時制課程（単位制に限る。）において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日の翌日から1か月間	各県立高等学校	
福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	検査の総合評価	入学者決定結果通知を送送した日の翌日から1か月間	県立中等教育学校及び各県立中学校	
福岡県立特別支援学校高等部入学者選考	学力検査の教科別得点及び総合得点	合格発表の日の翌日から1か月間	各県立特別支援学校	

《人事委員会》

開示の対象となる試験又は選考	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
福岡県職員採用Ⅰ類試験	第1次及び第2次試験の順位、総合得点及び試験種目別得点	合格発表日の翌日から3か月間	福岡県人事委員会事務局	交付
福岡県職員採用Ⅱ類試験				
福岡県職員採用Ⅲ類試験				
福岡県職員民間企業等職務経歴者採用試験				
福岡県職員採用選考試験（人事委員会が実施する職員採用選考試験に係るものに限る。）				

《警察本部長》

開示の対象となる試験又は考査	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法				
福岡県警察官A(男性)採用試験	順位、総合得点及び試験種目別の得点又は可否	合格発表日から1か月間。ただし、第1次試験合格者については、最終合格発表日から1か月間	総務部総務課情報公開室	閲覧				
福岡県警察官A(女性)採用試験								
福岡県警察官A(武道指導)採用試験								
福岡県警察官B(男性)採用試験								
福岡県警察官B(早期採用男性)採用試験								
福岡県警察官B(女性)採用試験								
福岡県警察官B(武道指導)採用試験								
福岡県警察官C採用試験								
猟銃等講習考査					得点	合否発表の日から1か月間	考査実施場所又は生活安全部生活保安課 福岡県警察警備員教育センター又は生活安全部生活保安課 考査実施場所又は交通部交通指導課	交付
警備員指導教育責任者講習修了考査								
機械警備業務管理者講習修了考査								
警備員等検定学科試験								
警備員等検定実技試験								
駐車監視員資格者講習修了考査								
駐車監視員資格者認定考査								

《九州歯科大学》

開示の対象となる試験又は選考	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
九州歯科大学入学選抜試験（一般選抜）	大学入学共通テストの科目別得点（合否判定の対象となった科目に限る。）及び個別学力検査等の科目別得点並びに総合得点	4月16日から1か月間	九州歯科大学学務部	閲覧
九州歯科大学入学選抜試験（総合型選抜、学校推薦型選抜）	大学入学共通テストの科目別得点（合否判定の対象となった科目に限る。）及び選抜種目の種目別得点	合格発表の日から1か月間	九州歯科大学経営管理部	
九州歯科大学大学院入学選抜試験	全科目の成績			
福岡県公立大学法人職員採用試験	第1次試験：順位、得点 第2次試験：順位、総合得点及び試験種目別得点	合格発表の日から1か月間		

《福岡女子大学》

開示の対象となる試験又は選考	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
福岡女子大学学部入学選抜試験（一般選抜）	大学入試共通テストの合計点（本学配点による換算点）、個別学力検査の科目別得点及び書類審査得点並びに総合得点	学生募集要項に定める期間	アドミッションセンター	閲覧
福岡女子大学学部入学選抜試験（一般選抜以外）	総合得点			
福岡女子大学大学院入学選抜試験	全科目の成績			
公立大学法人福岡女子大学職員採用試験	1次試験：順位、得点 2次試験：順位、得点 3次試験：順位、総合得点及び試験種目別得点	各試験の合格発表の翌日から1か月間	経営管理センター	

《福岡県立大学》

開示の対象となる試験又は選考	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
福岡県立大学一般選抜試験	大学入試共通テストの科目別得点(合否判定の対象となった科目に限る。)及び個別学力検査の科目別得点並びに総合得点等	4月16日から1か月間	福岡県立大学学務部	閲覧
福岡県立大学学校推薦型選抜試験	科目別得点、総合得点及び面接評価等			
福岡県立大学社会人特別選抜試験				
福岡県立大学国外就学経験者特別選抜試験				
福岡県立大学留学生特別選抜試験				
福岡県立大学人間社会学部転・編入学試験				
福岡県立大学看護学部編入学試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日の翌月の1日から1か月間		
福岡県立大学大学院入学者選抜試験	科目別得点、総合得点及び面接評価			
福岡県立大学認定看護師教育課程入学試験	科目別得点及び総合得点			
福岡県公立大学法人職員採用試験	第1次試験：順位、得点 第2次試験：順位、総合得点及び試験種目別得点	合格発表の日の翌日から1か月間	福岡県立大学経営管理部	

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字永岡245番1及び245番8から245番37まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山口県下関市竹崎町四丁目1番22号
株式会社エストラスト
代表取締役 松川 徹

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市高田町濃施字濃施山799番1及び799番4から799番11まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑後市大字山ノ井362番地6
ドリームホーム株式会社
代表取締役 近藤 大記

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46条）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第1号の2

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

令和5年1月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	羽数	発生の場所	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	だちょう	疑似患畜	10羽	古賀市	令和5年1月3日

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第1号の3

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため、福岡県家畜伝染病予防法施行細則（昭和38年福岡県規則第15号）第4条第1項の規定に基づき、家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）及びその死体並びに病原体をひろげるおそれがある物品を、次の区域（移動制限区域）で移動し、又は次の区域（搬出制限区域）から他の区域へ移動することを、当分の間禁止する。ただし、家畜防疫員が許可するものは、この限りでない。

令和5年1月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 移動制限区域
 - (1) 古賀市（青柳町、今在家、小山田、川原、久保、薦野、庄、新原、谷山、米多比、筵内、薬王寺、花見東一丁目、花見東五丁目、花見東六丁目、舞の里一丁目、舞の里二丁目、舞の里三丁目、舞の里四丁目、舞の里五丁目、千鳥一丁目、千鳥二丁目、千鳥三丁目、千鳥四丁目、千鳥五丁目、千鳥六丁目、駅東五丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、今の庄一丁目、今の庄二丁目、新久保一丁目、新久保二丁目、美郷）
 - (2) 福津市（畦町、内殿、上西郷、光陽台一丁目、光陽台二丁目、光陽台三丁目、光陽台南、舍利蔵、津丸、花見が丘一丁目、花見が丘二丁目、花見が丘三丁目、花見

の里一丁目、花見の里二丁目、久末、福岡南一丁目、福岡南二丁目、福岡南三丁目、福岡南四丁目、福岡南五丁目、有弥の里一丁目、有弥の里二丁目、福岡駅東一丁目、福岡駅東二丁目、福岡駅東三丁目、日蒔野一丁目、日蒔野二丁目、日蒔野三丁目、日蒔野四丁目、日蒔野五丁目、日蒔野六丁目、本木の一部（県道30号の南側）

2 搬出制限区域

- (1) 古賀市（青柳、小竹、花鶴丘一丁目、花鶴丘二丁目、花鶴丘三丁目、古賀、鹿部、天神一丁目、天神二丁目、天神三丁目、天神四丁目、天神五丁目、天神六丁目、天神七丁目、糸ヶ浦、日吉一丁目、日吉二丁目、日吉三丁目、花見東二丁目、花見東三丁目、花見東四丁目、花見東七丁目、花見南一丁目、花見南二丁目、花見南三丁目、駅東一丁目、駅東二丁目、駅東三丁目、駅東四丁目、中央一丁目、今の庄三丁目、美明一丁目、美明二丁目、美明三丁目）
- (2) 福津市（在自、大石、小竹、小竹一丁目、小竹二丁目、勝浦、光陽台四丁目、光陽台五丁目、光陽台六丁目、桜川、須多田、高平、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、津屋崎、津屋崎一丁目、津屋崎二丁目、津屋崎三丁目、津屋崎四丁目、津屋崎五丁目、津屋崎六丁目、津屋崎七丁目、津屋崎八丁目、手光、手光南一丁目、手光南二丁目、西福岡一丁目、西福岡二丁目、西福岡三丁目、西福岡四丁目、西福岡五丁目、奴山、花見が浜一丁目、花見が浜二丁目、花見が浜三丁目、花見の里三丁目、東福岡一丁目、東福岡二丁目、東福岡三丁目、東福岡四丁目、東福岡五丁目、東福岡六丁目、東福岡七丁目、東福岡八丁目、宮司、宮司一丁目、宮司二丁目、宮司三丁目、宮司四丁目、宮司五丁目、宮司六丁目、村山田、八並、生家、若木台一丁目、若木台二丁目、若木台三丁目、若木台四丁目、若木台五丁目、若木台六丁目、渡、星ヶ丘、宮司浜一丁目、宮司浜二丁目、宮司浜三丁目、宮司浜四丁目、宮司元町、あけぼの、宮司ヶ丘、本木の一部（県道30号の南側を除く））
- (3) 福岡市東区（香椎二丁目、香椎三丁目、大字香椎、香椎駅東一丁目、香椎駅東三丁目、香椎駅東四丁目、香椎駅前三丁目、香住ヶ丘一丁目、香住ヶ丘二丁目、香住ヶ丘三丁目、香住ヶ丘四丁目、香住ヶ丘五丁目、香住ヶ丘六丁目、大字上和白、大字下原、高美台一丁目、高美台二丁目、高美台三丁目、高美台四丁目、大字浜男、

松香台一丁目、松香台二丁目、大字三苦、美和台一丁目、美和台二丁目、美和台三丁目、美和台四丁目、美和台五丁目、美和台六丁目、美和台七丁目、唐原一丁目、唐原二丁目、唐原三丁目、唐原四丁目、唐原五丁目、唐原六丁目、唐原七丁目、和白一丁目、和白二丁目、和白三丁目、和白四丁目、和白五丁目、和白六丁目、和白丘一丁目、和白丘二丁目、和白丘三丁目、和白丘四丁目、和白東一丁目、和白東二丁目、和白東三丁目、和白東四丁目、和白東五丁目、下原一丁目、下原二丁目、下原三丁目、下原四丁目、下原五丁目、塩浜一丁目、塩浜二丁目、塩浜三丁目、奈多一丁目、奈多二丁目、三苦一丁目、三苦二丁目、三苦三丁目、三苦四丁目、三苦五丁目、三苦六丁目、三苦七丁目、三苦八丁目、美和台新町）

- (4) 宗像市（朝野、朝町、池浦、稲元、稲元一丁目、稲元二丁目、稲元三丁目、稲元四丁目、稲元五丁目、稲元六丁目、稲元七丁目、王丸、大井、大井台、大穂、大穂町、河東、久原、栄町、三郎丸、三郎丸一丁目、三郎丸二丁目、三郎丸五丁目、自由ヶ丘、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、自由ヶ丘三丁目、自由ヶ丘四丁目、自由ヶ丘五丁目、自由ヶ丘六丁目、自由ヶ丘七丁目、自由ヶ丘八丁目、自由ヶ丘九丁目、自由ヶ丘十丁目、自由ヶ丘十一丁目、自由ヶ丘西町、城西ヶ丘一丁目、城西ヶ丘二丁目、城西ヶ丘三丁目、城西ヶ丘四丁目、城西ヶ丘五丁目、城西ヶ丘六丁目、須恵、須恵一丁目、須恵二丁目、須恵四丁目、田久、田久一丁目、田久二丁目、田久三丁目、田久四丁目、田久五丁目、田久六丁目、田熊、田熊一丁目、田熊二丁目、田熊三丁目、田熊四丁目、田熊五丁目、田熊六丁目、土穴、土穴一丁目、土穴二丁目、土穴三丁目、東郷、東郷一丁目、東郷二丁目、東郷三丁目、東郷四丁目、東郷五丁目、東郷六丁目、名残、野坂、葉山一丁目、葉山二丁目、原町、ひかりヶ丘一丁目、ひかりヶ丘二丁目、ひかりヶ丘三丁目、ひかりヶ丘四丁目、ひかりヶ丘五丁目、ひかりヶ丘六丁目、ひかりヶ丘七丁目、日の里一丁目、日の里二丁目、日の里三丁目、日の里四丁目、日の里五丁目、日の里六丁目、日の里七丁目、日の里八丁目、日の里九丁目、曲、光岡、緑町、村山田、用山、自由ヶ丘南一丁目、自由ヶ丘南二丁目、自由ヶ丘南三丁目、自由ヶ丘南四丁目、青葉台一丁目、青葉台二丁目、桜一丁目、樟陽台一丁目、樟陽台二丁目、和歌美台、桜美台、くりえいと一丁目、くりえいと二丁目、赤間一丁目、徳重、徳重一丁目、陵巖寺、田島、多禮、深田、平井一丁目、平井二丁目、平井三丁目、三倉、赤間駅前一丁目、赤間駅前二丁目

、宮田一丁目、宮田二丁目、大井南)

(5) 宮若市 (稲光、犬鳴、乙野、上有木、黒丸、小伏、下、平、高野、竹原、沼口、
緑山畑、水原、宮永、山口、湯原、脇田)

(6) 粕屋郡篠栗町 (大字萩尾)

(7) 粕屋郡新宮町 (大字上府、大字下府、大字新宮、大字立花口、大字原上、大字の
野、大字三代、大字湊、桜山手一丁目、桜山手二丁目、桜山手三丁目、湊坂一丁目
、湊坂二丁目、湊坂三丁目、湊坂四丁目、湊坂五丁目、湊坂六丁目、花立花一丁目
、花立花二丁目、花立花三丁目、花立花四丁目、花立花五丁目、緑ヶ浜一丁目、緑
ヶ浜二丁目、緑ヶ浜三丁目、緑ヶ浜四丁目、夜白一丁目、夜白二丁目、夜白三丁目
、夜白四丁目、夜白五丁目、夜白六丁目、美咲一丁目、美咲二丁目、美咲三丁目、
下府一丁目、下府二丁目、下府三丁目、下府四丁目、下府五丁目、下府六丁目、下
府七丁目、下府八丁目、杜の宮一丁目、杜の宮二丁目、杜の宮三丁目、杜の宮四丁
目、中央駅前一丁目、中央駅前二丁目、上府北一丁目、上府北二丁目、上府北三丁
目、上府北四丁目、新宮東一丁目、新宮東二丁目、新宮東三丁目、新宮東四丁目、
新宮東五丁目、三代西一丁目、三代西二丁目)

(8) 粕屋郡久山町 (大字猪野、大字久原、大字山田)